9.10 景観

9.10.1 調査内容

景観の調査地点等は、表-9.10.1に示すとおりである。

また、調査地点図は図-9.10.1に示すとおりである。

なお、調査地点の選定理由及び調査頻度の設定理由は、以下に示すとおりである。

≪調査地点の選定理由≫

景観の調査地点は、供用後の建設候補地の周辺からの景観の状況を把握するため、 建設候補地からみて4方向の4地点及び入口付近の1地点を選定した。

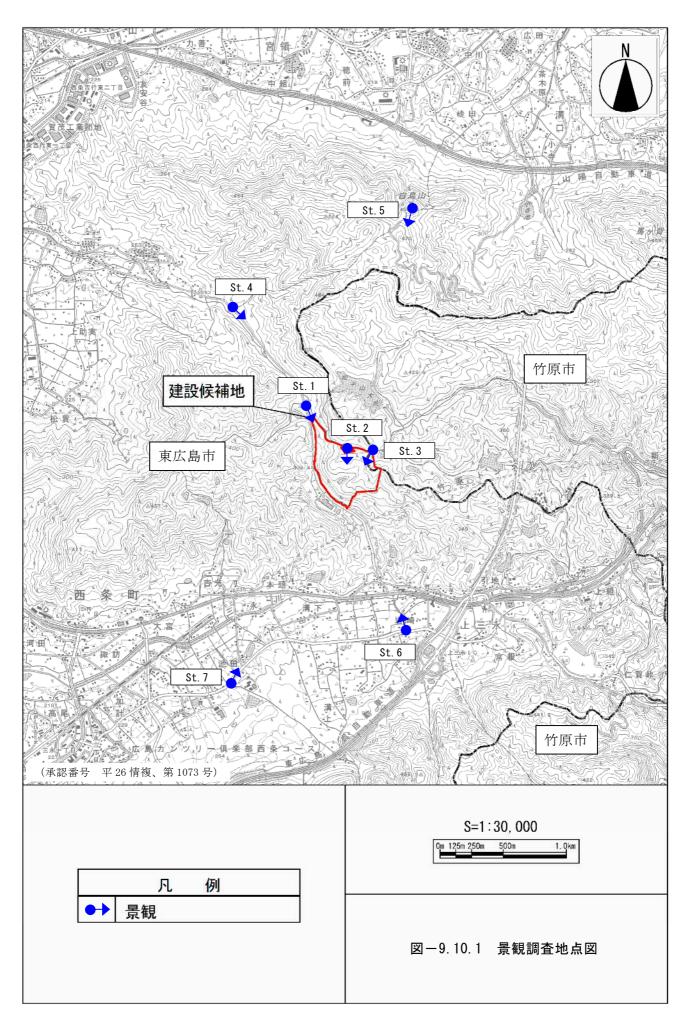
また、広島県環境影響評価技術審査会の意見を受けて、調査地点を西国街道にて 2 地点追加した。

≪調査頻度の設定理由≫

景観の調査頻度は、季節の変化に伴う景色の状況を把握するため、4 季調査を実施した。

表-9.10.1 景観の調査地点等

調査項目	調査方法	調査地点	調査頻度〔調査日〕
・主要な眺望点の状況	資料調査及び現地踏	7 地点(建設候補地	年4回
・景観資源の状況	査による方法。	周辺:4方向、入口	秋季:平成25年11月23日
・主要な眺望景観の状況	主要な眺望景観の状	付近、西国街道 2	冬季:平成26年1月24日
	況は、写真撮影によ	地点)	春季:平成26年3月22日
	り行う。		夏季:平成26年7月25日



9.10.2調査結果

(1) 主要な眺望点の状況

現地踏査及び写真撮影により、主要な眺望点の有無を確認した。 主要な眺望点の状況は、表-9.10.2~表-9.10.8に示すとおりである。

表-9.10.2 主要な眺望点の状況 (St.1)



注)○:建設候補地を視認できる。

表-9.10.3 主要な眺望点の状況 (St.2)

調査地名	眺望点からの状況	視認 ^{注 1)}
	眺望点からの状況 ・錘池の前方に見える樹木の背後が建設候補地である。 ・将来、背後の山が造成されることから、樹木の隙間から構造物が見えたり、樹木の上に煙突が出現する可能性が考えられる。 【建設候補地までの距離⇒約50m】 建設候補地	視認 ^{注 1)}
St. 2 (西国街道 の錘池)		0
	秋季調査結果春季調査結果	
注) 〇:建設候	を季調査結果 夏季調査結果 記補地を視認できる。	

注) 〇:建設候補地を視認できる。

表-9.10.4 主要な眺望点の状況 (St.3)

調査地名	眺望点からの状況	視認注1)
調査地名 St. 3 (西国街道)	・前方の樹木の背後が管理道路である。 ・将来、西国街道へ出入可能な管理道路を設置することから、施設が見えるようになる可能性がある。 【建設候補地までの距離→0m】 建設候補地	0
	秋季調査結果	
	を季調査結果 夏季調査結果	

注) 〇:建設候補地を視認できる。

表-9.10.5 主要な眺望点の状況 (St.4)

調査地名	眺望点からの状況	視認注1)
St. 4 (松子山浄 水場付近)	・写真の前方が建設候補地である。 ・将来、前方の樹木は開発されないことから、建設候補地を視認することはできない。 【建設候補地までの距離⇒約1,000m】	×
	秋季調査結果 春季調査結果 夏季調査結果 夏季調査結果	

注)×:建設候補地を視認できない。

表-9.10.6 主要な眺望点の状況 (St.5)

調査地名	眺望点からの状況	視認注1)
St. 5 (白鳥神社)	・前方に見える山林の背後が建設候補地である。 ・将来、前方の山林は開発されないことから、建設候補地を視認することはできない。 【建設候補地までの距離⇒約2,000m】 建設候補地	X
	秋季調査結果 冬季調査結果 夏季調査結果	

注)×:建設候補地を視認できない。

表-9.10.7 主要な眺望点の状況 (St.6)

調査地名	眺望点からの状況	視認注1)
	・前方に見える山林の部分が建設候補地である。 ・将来、山林部分に煙突が出現するようになる。 【建設候補地までの距離⇒約1,100m】	
St. 6 (上三永地 区)	建設候補地	0
	秋季調査結果	
	を季調査結果 夏季調査結果	

注) 〇:建設候補地を視認できる。

表-9.10.8 主要な眺望点の状況 (St.7)



注) △:視認できる可能性がある。

(2) 景観資源の状況

建設候補地周辺の景観資源の状況は、「日本の自然景観 中国版 II 広島県・山口県」 (平成元年、環境庁)により情報の収集を行った。

情報の収集を行った結果、建設候補地周辺において、景観資源となる山脈、滝、湿原等は存在しなかった。

9.10.3 予測及び評価

景観の予測方法等は、表-9.10.9に示すとおりである。

表-9.10.9 景観の予測方法等

内容		予測事項	予測方法	予測地域	予測時期
土地又は工作 物の存在及び 供用	地形改変後の 土地及び施設 の存在	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観	フォトモンタ ージュの作成 による予測	建設候補地周辺	存在及び供 用による影 響が最大と なる時期

(1) 土地又は工作物の存在及び供用

a) 地形改変後の土地及び施設の存在

① 予測事項

予測事項は、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観とした。

② 予測方法

予測方法は、フォトモンタージュの作成による予測とした。予測フローは、図 -9.10.2に示すとおりである。

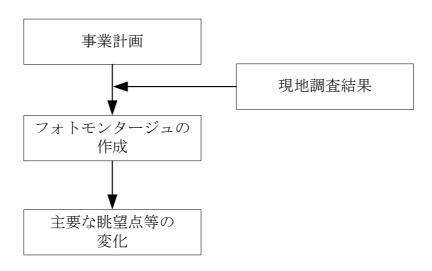


図-9.10.2 予測フロー

③ 予測条件

ア. 予測時期

予測時期は、施設の供用が開始される平成32年10月とした。

イ. 予測地点

予測地点の選定理由は、表-9.10.10に示すとおりである。予測地点は、「9.10.2 調査結果」による建設候補地の視認性により選定した。

予測地点は、St.1、St.2、St.6の3地点とした。

表-9.10.10 予測地点の選定理由

<u> </u>					
視点	事業計画 地までの 距離	視認性解析	主要な 景観構成要素	選定理由	
St. 1	150m	・建設候補地方向は、事業 計画上、搬入道路を設け るため建設候補地の視認 が可能な状態となってい る。 ・視認が可能な構造物とし ては、搬入道路、水道施 設等が考えられる。	樹木、市道土与 丸上三永線、背 後の空で構成 されている。	市道土与丸上三永 線に施設の搬入追 路が接続すること から、施設の存在が 景観に与える影響 が大きいことが選定 できないるため選定 した。	
St. 2	50m	・建設候補地方向は、錘池 から視界が開視認が可 建設候補地のて構造物ので を表すでは、ないでは、 ・視認が活動を対策がです。 ・視認が、は、ないではないでは、 では、ストックではいいで 表えられる。いいでは、 を表えいいでは、 の理施とがある。 がは、ストックないは、 では、ストックないは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 のでは、	錘池、樹木、背後の空で構成されている。	無池は地別のは、 は地別のでは、 は地別のでは、 は他したしらこのでのでのでのである。 を がいるのでのでのでのでのが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
St. 6	1,100m	・建設候補地方向は、賀茂 環境衛生センターの るの標準を を容易に視認できるの視 い可能な状態となって る。 ・視認が可能な構造物とし ては、ごみ焼却施設、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	賀茂マン 環境の でで、 の辺後の ででる。	賀茂の煙突を2本確 フーのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

④ 予測結果

予測結果は、図-9.10.3~図-9.10.5に示すとおりである。

St. 1、St. 2 及び St. 6 は、予測の結果、3 地点とも眺望地点から見た視野の範囲内に景観資源は存在しないことから、景観資源への影響はない。

【現況】



【供用開始】



【予測結果】

- ・左側の樹木が新施設の入口、水道施設用地に置き換わることになる。
- ・景観構成要素のうち、右側の樹木は変化がない。なお、視界奥部に見えていた背後の空は、左側の樹木の改変に伴い、多少広がることとなる。
- ・以上より、完全に消滅する景観構成要素はなく、造成法面は積極的に緑化し、また、構造物については、工事の発注仕様書へ色彩等を含め周辺環境との調和を図ることを記載することから景観への影響は配慮されている。

図-9.10.3 予測結果 (St.1)

【現況】



【供用開始】



【予測結果】

- ・ごみ焼却施設、造成法面等が出現し、ごみ焼却施設の煙突及び建物が視認できる。
- ・景観構成要素のうち、左右の樹木及び錘池は変化がない。なお、視界正面の樹木は、法面等に置き換わる。
- ・以上より、完全に消滅する景観構成要素はなく、造成法面は積極的に緑化し、また、構造物については、工事の発注仕様書へ色彩等を含め周辺環境との調和を図ることを記載することから景観への影響は配慮されている。

図-9.10.4 予測結果 (St.2)

【現況】



【供用開始】



【予測結果】

- ・視界正面の背後の空の一部は、ごみ焼却施設及びし尿処理施設に置き換わる。
- ・景観構成要素のうち、山、周辺民家及び畑は変化がない。
- ・以上より、完全に消滅する景観構成要素はなく、構造物は、工事の発注仕様書へ 色彩等を含め周辺環境との調和を図ることを記載することから景観への影響は配 慮されている。

図-9.10.5 予測結果 (St.6)

⑤ 評価

ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の存在及び供用後において景観への影響を回避・低減するため、以下の環境保全対策を講じる計画とする。

【環境保全対策】

- 積極的に法面の緑化等を行う。
- 周辺の植樹を在来種で行い、既存の雑木林との調和が図れるように努める。
- 構造物は、工事の発注仕様書へ色彩等を含め周辺環境との調和を図ることを 記載する。
- 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に準拠し、意匠及び色彩 等に配慮した施設とする。

以上の環境保全対策により、景観への影響を回避・低減した計画であると評価 する。